

2020年11月30日

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社 LITALICO
代表取締役 長谷川 敦弥

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める書面)

当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全子会社、株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ(以下「メディア&ソリューションズ」といいます。)を株式交換完全親会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたします。本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容(会社法第782条第1項第3号)

当社は、2020年9月8日付でメディア&ソリューションズとの間で株式交換契約を締結いたしました。また、当社は、上記株式交換契約締結後に生じた新株予約権発行等の事由を適切に契約内容へと反映すべく、2020年11月17日付で、メディア&ソリューションズとの間で株式交換契約書変更覚書(以下、株式交換契約と併せて「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第1号及び同条第3項各号)

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

① 本株式交換に係る割当ての内容

	株式交換完全子会社 当社	株式交換完全親会社 メディア&ソリューションズ
株式交換割当比率	1	1
株式交換完全親会社が 取得する株式及びその数	17,649,871株(予定)	—
本株式交換により交付 する新株式数	—	17,649,871株(予定)

- (注) 1. 本株式交換における株式の割当比率
当社普通株式1株に対して、メディア&ソリューションズ普通株式1株を割当交付いたします。
2. 当社が保有することになる、親会社株式の消却
当社が保有しておりますメディア&ソリューションズ株式200株につきましては、本株式交換の効力発生後、遅滞なくメディア&ソリューションズが自己株式として取得し、消却することを予定しております。
3. 本株式交換により交付する株式数等
本株式交換により、メディア&ソリューションズが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主に対して、メディア&ソリューションズ普通株式17,649,871株を新株発行の上割当て交付する予定です。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るメディア&ソリューションズの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るメディア&ソリューションズの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、当社が基準時において消却する自己株式の数が、2020年9月30日現在の当社自己株式数（229株）と同数であることを前提として算出しておりますが、当社による自己株式の取得等により今後修正される可能性があります。
4. 単元未満株式の取り扱い
本株式交換に伴い、メディア&ソリューションズの単元未満株式（メディア&ソリューションズは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、メディア&ソリューションズ普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株とする予定です。）を保有することとなる当社の株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、メディア&ソリューションズに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

②割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換は、企業集団の完全親法人たる当社の株主に対し、その企業集団の構成を変ずることなく、同一の企業集団に属し当社の完全子会社であるメディア&ソリューションズの株式を交付し、同社を完全親法人とする組織再編行為であるため、実質的には同一の企業集団の完全親法人の株主たる地位に変動を生じさせるところがないことから、株式交換後

のメディア&ソリューションズ株式の価値は、株式交換直前における当社の株式価値と完全に連動すると認識しております。

また、上記記載のとおり、メディア&ソリューションズの発行済株式数は、メディア&ソリューションズが保有することになる当社株式数（17,649,871株）と同数の17,649,871株となる予定であり、上記のような前提条件を基礎に、メディア&ソリューションズの1株当たり株式価値は当社株式1株当たりの株式価値と等しく評価されると認識しております。

（ii）比率算定に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、当社の一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関して検討を行いました。その結果、上記のとおり、本株式交換は企業集団の完全親法人たる当社の株主に対し、その企業集団の構成を変えずことなく、同一の企業集団に属する当社完全子会社であるメディア&ソリューションズを企業集団の完全親法人とするものであり、実質的に同一の企業集団の完全親法人の株主たる地位に変動が生じるところがなく、株式交換後のメディア&ソリューションズ株式の価値は、株式交換直前における当社の株式価値と完全に連動するものと考えられ、1対1の交換比率によれば少数株主の株主権を保護できることに加え、既存株主の資本関係を希釈化させることもないことから、2020年9月8日、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を当社取締役会で決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。なお、当社が保有するメディア&ソリューションズ株式200株につき、本株式交換の効力発生後遅滞なく、メディア&ソリューションズが自己株式として取得し、消却することを予定しております。

（2）本株式交換の対価として株式交換完全親会社の株式を選択した理由

当社及びメディア&ソリューションズは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるメディア&ソリューションズの普通株式を選択いたしました。当社はかかる対価につき、①メディア&ソリューションズは、本株式交換により、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、本株式交換の効力発生日以後はメディア&ソリューションズの普通株式について、流動性・換価性が維持されること、及び②当社の株主がメディア&ソリューションズの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は、本株式交換による再編後においても、本株式交換の目的を達成することにより、当社及び連結グループの価値向上に伴う利益を享受することが可能であると考えることから、当社グループの親法人となるメディア&ソリューションズの普通株式を本株式交換の対価とすることが適切と判断いたしました。

（3）メディア&ソリューションズの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際してメディア&ソリューションズが増加すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、以下のとおりです。

資本金	365,000,000 円
資本準備金	会社計算規則第 39 条第 1 項に規定する株主資本等変動額から資本金額を控除した額
利益準備金	0 円

上記の資本金、資本準備金及び利益準備金の増加額は、メディア&ソリューションズの機動的な資本政策を図る観点から、相当であるものと考えております。

(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式交換は、企業集団の完全親法人たる当社の株主に対し、企業集団の構成を変ることなく、同一の企業集団に属し当社の完全子会社であるメディア&ソリューションズを企業集団の完全親法人とする株式交換であるため、株主につき実質的に同一の企業集団の完全親法人の株主たる地位に変動が生じるところがなく、株式交換後の当社株式の価値は、株式交換直前における LITALICO の株式価値と完全に連動するものであり、かつ、株主の保有株式数の変動が生じることなく等しく交換が行われるため、本株式交換比率の公正性・妥当性が担保されているとして、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、2020 年 9 月 8 日開催の取締役会で決議いたしました。なお、本株式交換比率が株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は株式交換後のメディア&ソリューションズ株式の価値が、株式交換直前における当社の株式価値と完全に連動すると考えられる本株式交換の特性上取得しておりません。

また、本株式交換は、完全親子関係にある当事会社間での再編行為の一環であり、相互に利益相反が発生する性質の行為ではございません。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) 交換対価を発行する株式会社の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

メディア&ソリューションズの定款については、別紙 2 をご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

メディア&ソリューションズの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。2021 年 4 月 1 日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定です。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

上記①のとおり、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない

非上場株式であります。2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場後は、金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。

③交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

現在、メディア&ソリューションズの定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには、同社の承認を受けなければならないものとされておりますが、メディア&ソリューションズの普通株式は、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに伴い、メディア&ソリューションズは、その定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。よって、本株式交換の効力発生日以後においては、交換対価につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

メディア&ソリューションズの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。なお、メディア&ソリューションズの普通株式は、2021年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該日以降は市場価格が付される予定です。上記上場後は、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報やチャート表示等により、交換対価の市場価格及びその推移が示されることとなります。

<https://www.jpx.co.jp>

(4) メディア&ソリューションズの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第184条第4項第1号ニ）

メディア&ソリューションズは2020年4月1日に設立されたため、該当事項はありません。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

当社が発行し現存する以下の新株予約権については、当該新株予約権1個に対して、実質的に同一の条件となるメディア&ソリューションズの新株予約権1個を割当て交付いたします。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

第6回新株予約権	2015年3月27日	株主総会決議
第7回新株予約権	2015年9月30日	株主総会決議
第8回新株予約権	2016年7月15日	取締役会決議

第 10 回新株予約権	2018 年 6 月 15 日	取締役会決議
第 11 回新株予約権	2020 年 2 月 13 日	取締役会決議
第 12 回新株予約権	2020 年 6 月 11 日	取締役会決議
第 13 回新株予約権	2020 年 10 月 15 日	取締役会決議
第 14 回新株予約権	2020 年 10 月 19 日	取締役会決議
第 15 回新株予約権	2020 年 12 月 15 日 (予定)	取締役会決議 (予定) (注)

(注)

当社第 15 回新株予約権は、2020 年 12 月 15 日に開催予定の臨時株主総会第 6 号議案が承認されることを条件に、当社取締役会決議に基づき発行される、株式報酬型ストックオプション（税制非適格）を想定しております。予定どおり発行された場合には、本件株式交換における承継対象新株予約権といたしたく存じます。

本件株式交換における承継対象新株予約権たる当社の新株予約権の概要は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は以下のとおりです。

第 6 回新株予約権	1 個当たり	12,000 株	(注 1) (注 2)
第 7 回新株予約権	1 個当たり	12,000 株	(注 1) (注 2)
第 8 回新株予約権	1 個当たり	200 株	(注 2)
第 10 回新株予約権	1 個当たり	100 株	
第 11 回新株予約権	1 個当たり	100 株	
第 12 回新株予約権	1 個当たり	100 株	
第 13 回新株予約権	1 個当たり	100 株	
第 14 回新株予約権	1 個当たり	100 株	
第 15 回新株予約権	1 個当たり	100 株 (予定)	

(注 1)

2015 年 12 月 14 日開催の取締役会決議により、2015 年 12 月 31 日付で普通株式 1 株につき 6,000 株の株式分割を行っております。

(注 2)

2016 年 8 月 15 日開催の取締役会決議により、2016 年 9 月 6 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。

(2) 新株予約権行使時の払込金額

各新株予約権行使時に払込をすべき金額はそれぞれ 1 株当たり以下の金額とします。

第 6 回新株予約権	250 円
第 7 回新株予約権	291 円
第 8 回新株予約権	1,387 円
第 10 回新株予約権	2,015 円
第 11 回新株予約権	2,716 円
第 12 回新株予約権	2,632 円
第 13 回新株予約権	3,070 円
第 14 回新株予約権	3,070 円
第 15 回新株予約権	1 円 (予定)

(3) 各新株予約権に対応する行使期間

第 6 回新株予約権	自 2021 年 4 月 1 日 (予定)	至 2023 年 3 月 31 日
第 7 回新株予約権	自 2021 年 4 月 1 日 (予定)	至 2024 年 9 月 30 日
第 8 回新株予約権	自 2021 年 4 月 1 日 (予定)	至 2024 年 7 月 31 日
第 10 回新株予約権	自 2021 年 4 月 1 日 (予定)	至 2026 年 6 月 30 日
第 11 回新株予約権	自 2022 年 3 月 1 日	至 2028 年 2 月 29 日
第 12 回新株予約権	自 2022 年 6 月 27 日	至 2028 年 6 月 26 日
第 13 回新株予約権	自 2022 年 10 月 16 日	至 2030 年 10 月 15 日
第 14 回新株予約権	自 2022 年 10 月 20 日	至 2030 年 10 月 19 日
第 15 回新株予約権	自 2022 年 12 月 16 日 (予定)	至 2070 年 12 月 15 日 (予定)

(4) 残存する新株予約権の個数

有価証券報告書(2020 年 6 月 30 日提出)及び四半期報告書(2020 年 11 月 12 日提出)をご参照ください。

5. 計算書類等に関する事項 (会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号)

(1) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項 (会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号)

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

メディア&ソリューションズの設立時貸借対照表の内容については、別紙 3 をご参照ください。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後におけるメディア&ソリューションズ債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙 1

株式交換契約書

株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ(以下「甲」という。)及び株式会社 LITALICO (以下「乙」という。)は、2020年9月8日付けで、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲商号：株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ

住所：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

乙商号：株式会社 LITALICO

住所：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(但し、甲を除く。以下同じ。)に対して、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に1.00を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.00株の割合をもって、割り当てる。

3. 前二項に従い、甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第3条の2(新株予約権に関する事項)

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者(以下「本割当対象新株予約権者」という。)に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当て交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
第 6 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 1 に記載)	第 1 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 1 に記載)
第 7 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 2 に記載)	第 2 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 2 に記載)
第 8 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 3 に記載)	第 3 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 3 に記載)
第 10 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 4 に記載)	第 4 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 4 に記載)
第 11 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 5 に記載)	第 5 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 5 に記載)
第 12 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 6 に記載)	第 6 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 6 に記載)

第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則 39 条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第 5 条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生じる日 (以下「効力発生日」という。) は、2021 年 4 月 1 日とする。ただし、甲に関するテクニカル上場申請の進捗その他、本株式交換の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、株主総会において、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、株主総会において、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第 7 条 (本契約の変更等)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲の株式に関するテクニカル上場の実現が困難になるなど、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容の変更、履行の中止、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、(i) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定め通知がなされた場合に効力発生日の前日までに第6条第1項に定め株主総会の承認が得られなかったとき、(ii) 乙において、効力発生日の前日までに、第6条2項の株主総会決議を得られなかったとき (iii) 甲の株式上場申請、その他事業継続上必要な官公庁の許可を得られなかったとき (iv) 前条に従い、株式交換が中止された場合、又は本契約が解除された場合には、本契約は効力を失う。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がその原本を、甲がその写しをそれぞれ保有する。

2020年9月8日

甲：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ
代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

乙：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社 LITALICO
代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

2020年9月8日現在

(別紙1-1) 株式会社 LITALICO 第6回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式12,000株とする。
ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2015年3月31日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 行使価額

1株につき金250円とする。

(ロ) 行使価額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後1株当たり} & & \text{調整前1株当たり} & & 1 \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \frac{\quad}{\text{分割又は併合の比率}} \end{array}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の

発行又は自己株式の移転の場合を除く。)は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{rcc} & & \begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array} \\ & & + \\ \begin{array}{r} \text{調整後1株} \\ \text{当たり払込} \\ \text{金額} \end{array} & = & \begin{array}{r} \text{調整前1株} \\ \text{当たり払込} \\ \text{金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}} \\ & & \text{新株式発行前株価} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2017年4月1日から2023年3月31日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの

一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社の取締役
 - ii) 当社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (ヘ) 権利者が当社の取締役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて 1 株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙1-2) 株式会社 LITALICO 第7回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、普通株式12,000株とする。
ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2015年9月30日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 行使価額

1株につき金291円とする。

(ロ) 行使価額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後1株当たり} & & \text{調整前1株当たり} & & 1 \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \frac{\quad}{\text{分割又は併合の比率}} \end{array}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の

発行又は自己株式の移転の場合を除く。)は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{行使価額} \\ & & \text{既発行} & + & & \\ & & \text{株式数} & & & \\ \text{調整後1株} & & \text{調整前1株} & & & \\ \text{当たり行使} & = & \text{当たり行使} & \times & \frac{\text{新株式発行前株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} & \\ \text{価額} & & \text{価額} & & & \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2017年10月1日から2024年9月30日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの

一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社の取締役
 - ii) 当社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (ヘ) 権利者が当社の取締役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて 1 株当たりの行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙1-3) 株式会社 LITALICO 第8回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2016年7月31日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

行使価額は、金1,387円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発

生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2018年8月1日から2024年7月31日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

(ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社の取締役
 - ii) 当社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (ヘ) 権利者が当社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑪(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙1-4) 株式会社 LITALICO 第10回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2018年6月30日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

行使価額は、1株につき金2,015円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発

生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2020年7月1日から2026年6月30日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

(ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社の取締役
 - ii) 当社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (ヘ) 権利者が当社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑪(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙1-5) 株式会社 LITALICO 第11回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2020年2月29日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

行使価額は、金2,716円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力

発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年3月1日から2028年2月29日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

(ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社の取締役
 - ii) 当社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (ヘ) 権利者が当社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑪(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙1-6) 株式会社LITALICO 第12回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2020年6月26日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。行使価額は、金2,632円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の

端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年6月27日から2028年6月26日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社の取締役
 - ii) 当社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (ヘ) 権利者が当社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(へ) 新株予約権の行使の条件

前記⑥に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記⑦に準じて決定する。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記⑨に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙2-1) 株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ第1回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式12,000株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 行使価額

1株につき金250円とする。

(ロ) 行使価額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の

発行又は自己株式の移転の場合を除く。)は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & + & & \\ & & \text{既発行} & & & \\ & & \text{株式数} & & & \\ \hline \text{調整後1株} & = & \text{調整前1株} & \times & \frac{\text{1株当たり}}{\text{1株当たり時価}} \\ \text{当たり払込} & & \text{当たり払込} & & \\ \text{金額} & & \text{金額} & & \\ & & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2023年3月31日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの

一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社又は当社子会社の取締役
 - ii) 当社又は当社子会社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
- (ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて 1 株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙2-2) 株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ第2回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式12,000株とする。
ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 行使価額

1株につき金291円とする。

(ロ) 行使価額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり行使価額} = \text{調整前1株当たり行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)は、その新株式発行の時又は自己株式処分

の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後1株} \\ \text{当たり行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前1株} \\ \text{当たり行使} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{行使価額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たり時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり行使価額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2024年9月30日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1円未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行

使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社又は当社子会社の取締役
 - ii) 当社又は当社子会社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
- (ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の

結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて1株当たりの行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑪(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

前記⑥に準じて決定する。

- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記⑦に準じて決定する。

- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項前記⑨に準じて決定する。

- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙2-3) 株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ第3回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,387円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & + & & \\ & & \text{既発行} & & & \\ & & \text{株式数} & & & \\ & & & & & \text{1株当たり時価} \\ \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \\ & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2024年7月31日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの

部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。

(ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 当社又は当社子会社の取締役

ii) 当社又は当社子会社の使用人

(ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙2-4) 株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ第4回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,015円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2026年6月30日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権 1 単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの

部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。

(ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 当社又は当社子会社の取締役

ii) 当社又は当社子会社の使用人

(ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の

結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

前記⑥に準じて決定する。

- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記⑦に準じて決定する。

- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記⑨に準じて決定する。

- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙2-5) 株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ第5回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1株につき金2,716円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & + & & \\ & & \text{既発行} & & & \\ & & \text{株式数} & & & \\ & & & & & \text{1株当たり時価} \\ & & & & & \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \\ & & & & & \hline & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年3月1日から2028年2月29日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの1

部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。

(ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 当社又は当社子会社の取締役

ii) 当社又は当社子会社の使用人

(ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の

結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

前記⑥に準じて決定する。

- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記⑦に準じて決定する。

- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記⑨に準じて決定する。

- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年9月8日現在

(別紙2-6) 株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ第6回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,632円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & + & & \\ & & \text{既発行} & & & \\ & & \text{株式数} & & & \\ & & & & & \text{1株当たり時価} \\ \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \\ & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年6月27日から2028年6月26日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちのー

部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。

(ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 当社又は当社子会社の取締役

ii) 当社又は当社子会社の使用人

(ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の

結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

前記⑥に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記⑦に準じて決定する。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記⑨に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以上

株式交換契約書変更覚書

株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ（以下「甲」という。）及び株式会社 LITALICO（以下「乙」という。）は、2020年9月8日付けで締結した、株式交換契約（以下「本契約」という。）につき、その内容を変更するための覚書（本覚書）を締結する。

第1条（変更事項）

本契約に対応する条文につき、下記の内容に変更する。

記

第3条の2（新株予約権に関する事項）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当て交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
第 6 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 1 に記載)	第 1 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 1 に記載)
第 7 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 2 に記載)	第 2 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 2 に記載)
第 8 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 3 に記載)	第 3 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 3 に記載)
第 10 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 4 に記載)	第 4 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 4 に記載)
第 11 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 5 に記載)	第 5 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 5 に記載)
第 12 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 6 に記載)	第 6 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 6 に記載)
第 13 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 7 に記載)	第 7 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 7 に記載)
第 14 回新株予約権 (内容は別紙 1 - 8 に記載)	第 8 回新株予約権 (内容は別紙 2 - 8 に記載)
第 15 回新株予約権 (予定) (内容は別紙 1 - 9 に記載)	第 9 回新株予約権 (予定) (内容は別紙 2 - 9 に記載)

第7条（本契約の変更等）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲の株式に関するテクニカル上場の実現が困難になるなど、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容の変更、履行の中止、又は本契約を解除することができる。

2. 本契約第3条の2（本覚書により変更されたものを対象とする）及び別紙に記載された、甲第9回（乙第15回）新株予約権の具体的な内容は、甲及び乙の本契約及び本覚書の承認に係る株主総会における本契約及び本覚書承認後にその最終的な内容が定まるものであることから、同株主総会において、乙の当該新株予約権を発行する前提となる議案の可決がなされることを条件に、同株主総会における本契約の承認後における、当該新株予約権の内容を反映させる本契約及び本覚書の内容変更については、改めて株主総会の承認を要しないこととする。

以上

第2条（別紙の変更）

1. 本契約第3条の2に係る別紙につき、以下を追加する。

別紙1-7、別紙1-8、別紙1-9

別紙2-7、別紙2-8、別紙2-9

2. 別紙1-9及び2-9に記載された、新株予約権の具体的な内容は、甲及び乙の本契約及び本覚書の承認に係る株主総会における本契約及び本覚書承認後にその最終的な内容が定まるものであることから、同株主総会において、乙の当該新株予約権を発行する前提となる議案の可決がなされることを条件に、同株主総会における本契約の承認後における、当該新株予約権の内容を反映させる本契約及び本覚書の内容変更については、改めて株主総会の承認を要しないこととする。

本覚書締結の証として原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がその原本を、甲がその写しをそれぞれ保有する。

2020年11月17日

甲：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ

代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

乙：東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

株式会社LITALICO

代表取締役社長 長谷川 敦弥 ⑨

(別紙1-7) 株式会社LITALICO 第13回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2020年11月5日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

行使価額は、金3,070円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年10月16日から2030年10月15日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない。

ず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社又は当社子会社の取締役
 - ii) 当社又は当社子会社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
- (ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整

がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ホ）新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ヘ）新株予約権の行使の条件

前記⑥に準じて決定する。

（ト）当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記⑦に準じて決定する。

（チ）譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

（リ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記⑨に準じて決定する。

（ヌ）新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年11月17日現在

(別紙1-8) 株式会社LITALICO 第14回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2020年11月5日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

行使価額は、金3,070円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の

端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年10月20日から2030年10月19日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 当社又は当社子会社の取締役
 - ii) 当社又は当社子会社の使用人
- (ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
- (ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(へ) 新株予約権の行使の条件

前記⑥に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記⑦に準じて決定する。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記⑨に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年11月17日現在

(別紙1-9) 株式会社LITALICO 第15回新株予約権の内容 (案)

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2020年12月30日 (予定)

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年12月16日から2070年12月15日までとする。(予定)

⑥新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

- (ロ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
- (ホ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合
- (ヘ) 以上の他、権利者が権利行使をする前に、新株予約権に関して当社と締結した契約で特に定める事由により新株予約権を行使することができなくなった場合等、その理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、取締役会が

別途定める日に、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年11月17日現在

(別紙2-7) 株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ 第7回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,070円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & + & & \\ & & \text{既発行} & & & \\ & & \text{株式数} & & & \\ & & & & & \text{1株当たり時価} \\ \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \\ & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年10月16日から2030年10月15日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの1

部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。

(ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 当社又は当社子会社の取締役

ii) 当社又は当社子会社の使用人

(ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑪（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年11月17日現在

(別紙2-8) 株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ 第8回新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,070円とする。

割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & + & & \hline & \text{既発行} & & & & \text{1株当たり時価} \\ & \text{株式数} & & & & \hline \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & \\ & & & & & \hline & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年10月20日から2030年10月19日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの

部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

(ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。

(ニ) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 当社又は当社子会社の取締役

ii) 当社又は当社子会社の使用人

(ホ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(ヘ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算

規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑪（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (へ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2020年11月17日現在

(別紙2-9)株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ 第9回新株予約権の内容(案)

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は普通株式100株とする。

ただし、新株予約権発行の日(以下「割当日」という。)以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

②新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

③新株予約権の割当日

2021年4月1日

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

2022年12月16日から2070年12月15日までとする。(予定)

⑥新株予約権の行使の条件

(イ)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

- (ロ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権 1 単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1 株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ハ) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができる。
- (ニ) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が当社又は当社子会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
- (ホ) 権利者が当社又は当社子会社の取締役、使用人の身分を有する場合（新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - i) 権利者が当社又は当社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は当社子会社に対する義務に違反した場合
- (ヘ) 以上の他、権利者が権利行使をする前に、新株予約権に関して当社と締結した契約で特に定める事由により新株予約権を行使することができなくなった場合等、その理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、取締役会

が別途定める日に、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑪当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記①に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記④に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記⑩（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記⑤に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使の条件
前記⑥に準じて決定する。
- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記⑦に準じて決定する。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記⑨に準じて決定する。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以上

別紙2

定 款

株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズ

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズと称し、英文では、LITALICO Media & Solutions Inc. と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種情報提供サービスおよび情報処理サービス業
2. 職業安定法に基づく職業紹介事業
3. 広告、宣伝に関する企画、制作および製作、代理店業
4. 電子商取引システム、その他 WEB サービス等の企画、開発、デザイン、運営、保守、管理及びコンサルティング事業
5. 人材の募集・転職活動に関する情報の収集及び提供
6. コンピュータ・携帯端末向けソフトウェア等の企画、開発、デザイン、運営、保守、管理及びコンサルティング
7. 人事・労務・福利厚生・教育研修業務及びこれらに関するコンサルティング事業
8. 経営及び販売促進に関するコンサルティング事業
9. 障害福祉、介護、その他福祉サービスに関するコンサルティング事業
10. 企業・団体の委託を受けて行う下記の業務
 - (1) 経営分析、事業計画、統計管理及び広報等に関する資料の企画、収集、作成、発行及び管理業務
 - (2) 給与計算、帳簿の記帳、金銭の出納及び決算に関する事務の処理業務
 - (3) 福利厚生事務、保険事務及び採用、異動、保健、退職等に伴う事務の処理業務
11. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
12. 古物売買業
13. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、経営指導及びコンサルタント業務
14. 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事その他各種興行の企画、制作及び実施
15. 通信教育の実施、その他教育・学習支援事業
16. 教材、教具、玩具、文房具、日用品雑貨の販売
17. ライフプラン、その他の生活全般に関するコンサルティング事業
18. キャリアカウンセリング、その他の職業生活全般に関するコンサルティング事業
19. 労働者派遣事業
20. ファクタリング事業
21. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条

当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告の方法)

第4条

当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(会社の機関)

第5条

当会社には、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を置かない。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は1万株とする。

(株券の不発行)

第7条

当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第10条

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令に定めのある場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の各抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条

前二条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条

当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、予め公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

2. 株主総会は、開催日の3日前までに、議決権を有する株主に対し招集通知を発して招集する。ただし、招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面をもってすることを要しない。

3. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

(議長)

第15条

株主総会は、社長たる取締役がその議長となる。

2. 社長たる取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条

株主は当社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。

この場合は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条

当社には、取締役を1名以上置く。

(取締役の選任の方法)

第 19 条

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 21 条

当社に取締役が複数いるときは、代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

2. 代表取締役は社長とする。ただし、取締役が1名のときは、その者を社長とする。

(取締役の報酬等)

第 22 条

当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定)

第 23 条

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 24 条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 25 条

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 26 条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条

当会社の設立時発行株式の数は200株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第2条

当会社の設立に際して出資される財産の価額は金1,000万円とする。

2. 当会社の設立時資本金は、金1,000万円とする。

(最初の事業年度)

第3条

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第4条

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 岡本 敬史

設立時代表取締役 岡本 敬史

(法令の準拠)

第5条

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(附則の取扱)

第6条

本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

令和2年4月 1日施行

令和2年6月30日改定

計 算 書 類

(設立時貸借対照表)

貸借対照表

(2020年4月1日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,754	流動負債	3,731
現金及び預金	1,500	前受収益	3,731
前払費用	6,254	負債合計	3,731
固定資産	290,262	(純資産の部)	
有形固定資産	143	株主資本	294,286
工具、器具及び備品	431	資本金	10,000
減価償却累計額	△287	資本剰余金	284,286
無形固定資産	288,845	資本準備金	284,286
ソフトウェア	221,289		
ソフトウェア仮勘定	30,037		
その他	37,519		
投資その他の資産	1,272		
長期前払費用	1,272	純資産合計	294,286
資産合計	298,017	負債純資産合計	298,017

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

以上